

令和6年9月24日

世田谷区立羽根木区民集会所活用検討ワークショップ  
運営等業務委託業者選定説明書

1 委託概要

(1) 契約予定件名 世田谷区立羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等  
業務委託

(2) 目的

本施設は(3)経緯を経た施設であるが、地域住民にとって簡便に集まり主体的な活動や交流を展開できる、生活圏内にある身近な施設として有効に活用していただけのように、以下の視点で取組みを行う。

① 利用率の向上

本区民集会所は、「(4)施設概要」に記載のとおり、住宅街に設置された比較的規模の小さな施設であり、またマンションの一角にある立地のため大きな音や振動を伴う活動が制限される等の要因から、近年、区内の他の区民集会所と比較しても著しく利用率が低い状態が続いている。

しかしながら、一部の地域住民からは身近に集まり活動できる場として愛着心をもって長く利用されており、今なお地域コミュニティ維持・形成に一定の役割を果たしているとの見方もある。

このような生活圏内にある身近な施設としての魅力や価値について、改めて地域住民・活動団体など実際に利用する観点から議論し新たな知見を得ながら、団体活動やコミュニティを活性化する効果的な活用方法や活用促進についてのアイデアや実際の利用希望を募るなどして利用率の向上を図る。

② 羽根木地域の課題解消に資する施設活用

令和5年度に区が実施した「羽根木区民集会所廃止説明会」や本区民集会所が位置する新代田地区の「車座集会」等において、地域住民や団体が主体となったコミュニティ活動(軽運動含む)、高齢者や子育て世代の憩いの場、多世代交流、学習の場、防災への取組みなどの充実に関するご意見・ご要望を承っている。

これら意見や要望について、地域特性に起因する背景的理由等について意見交換を行うことによって、地域で主体的に解決しようという合意が得られる

ような真の課題を明らかにするとともに、その課題解決に資する施設の活用手法や担い手のあり方を地域住民と検討し、その基盤づくりにつなげる。

### (3) 経緯

- ①本施設は、昭和57年マンション「東松原ハイム」建設計画に対する近隣住民の反対運動で、建築主と住民の間でマンションの一室に公共施設を作ることで合意し、区に寄付された施設である（昭和59年4月区民集会所開設）
- ②令和3年「世田谷区公共施設等総合管理計画」で羽根木区民集会所の廃止方針
- ③令和4年～ 「羽根木区民集会所をなくさないでの会」署名活動
- ④令和5年 羽根木区民集会所廃止説明会開催（羽根木地域住民、活動団体対象）
- ⑤令和6年 羽根木区民集会所の活用の検討について説明会開催（予定）

### (4) 施設概要

#### ①建物概要

建築地	東京都世田谷区羽根木二丁目8番6号 東松原ハイム1階
専有面積	96.24㎡
構造	鉄筋コンクリート造
竣工	昭和59年4月

#### ③ 施設概要

	定員	面積	利用目的
第1会議室	30名	34.48㎡	会議・学習会 俳句・詩歌 手芸 華道 囲碁・将棋 絵画 書道 健康麻雀
和室	10名	20.70㎡	会議・学習会 俳句・詩歌 手芸 華道 囲碁・将棋 絵画 書道 健康麻雀

#### ④ 利用状況（利用率）

H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
39.6	37.6	36.7	29.8	20.7	21.1	18.9	19.9

### (5) 対象

周辺地域住民、羽根木区民集会所利用団体、新代田地区活動団体など

### (6) 業務内容

#### ワークショップの計画と実施

羽根木区民集会所の利用率向上や、羽根木地域の課題解消に資する施設の有効活用に向けて、地域住民・団体が参加するワークショップ等を企画・実施する。

ワークショップ開催日は以下のとおり、3回を想定。1回の参加者30人程度。

（開催時間は予定）

令和6年11月9日(土) 10時～12時

令和6年11月24日(日) 10時～12時

令和6年12月8日(日) 10時～12時

①目的を実現するための企画・運営方針策定

ワークショップの進行状況やそれに伴う区の検討に応じて、区が示す方向性を実現するための検討を行い、区に助言することを基本とする。

②会場の確保を除くワークショップに必要な物品の準備

③ワークショップ形式の進行・後片付け

多様な地域住民や活動団体が、施設の概要や経緯を把握し、羽根木地域における地域住民等が集会できる場や機能の意義を共有したうえで、地域コミュニティの活性化に資する日々の生活や団体活動に裏打ちされた現実味のある建設的な意見を引き出し、施設の有効活用策をまとめることを目的とする。

④開催を周知するためのお知らせ、開催結果を周知するためのニュース

(A4 両面程度を想定) の原稿作成の補助

区が行う広報周知に対する資料の作成補助や助言を行う。

⑤開催前に区との事前打ち合わせ

2 契約期間

契約の日から令和7年1月20日(月)まで

3 成果品(各年度共通)

- 1) 業務報告書 1部
- 2) その他、区担当課から指示があった資料

4 提案限度額

総額 1,000,000円(消費税込み)

5 契約者決定の方法

公募による「企画提案等審査」による。

6 参加者の資格要件

次にあげる条件をすべて満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。また、同条第2項(同令第167条の11第1項において準用する場合も含む。)による措置を現にうけないこと。
- (2) 世田谷区の競争入札参加資格者名簿に登録があること。

- (3) 世田谷区から指名停止および入札参加禁止の措置を受けている期間中でないこと。
- (4) 都道府県民税・市町村民税の滞納がないこと。
- (5) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく更生手続きの開始の申し立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないものであること。
- (6) 個人情報保護に関する社内規定等が整備されていること。
- (7) 令和元年度以降、国または地方公共団体において住民参加を主体としたワークショップ運営業務の受託実績があること。
- (8) 羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託プロポーザル選定委員会委員が主宰、役員、顧問及び所属をしている団体でないこと。

#### 7 選定スケジュール（予定）

作業内容	実施日
① 手続き開始の公告	令和6年9月24日（火）
② 説明書・参加表明書交付・受付期間	令和6年9月24日（火） ～10月7日（月）
③ プロポーザル招請通知発送	令和6年10月8日（火）
④ 質問書受付期間	令和6年10月8日（火） ～10月14日（月）
⑤ 質問回答書メール送信	令和6年10月16日（水）
⑥ 提案書提出期間	令和6年10月8日（火） ～10月21日（月）
⑦ 提案書審査期間	令和6年10月22日（火） ～10月24日（木）
⑧ 審査結果の通知発送	令和6年10月28日（月）

#### 8 説明書の配布期間

(1) 配布期間 令和6年9月24日（火）～令和6年10月7日（月）

(2) 配布場所・方法

①北沢総合支所地域振興課窓口（世田谷区北沢2-8-18 北沢タウンホール8F）

②世田谷区ホームページからダウンロード

区トップページ

→
北沢
→
「羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託」プロポーザルを実施します

#### 9 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和6年10月7日(月) 午後5時まで(必着)  
(持参する場合は、土日祝日を除く午前9時から午後5時まで)
- (2) 提出先 北沢総合支所地域振興課あて  
(〒155-8666 世田谷区北沢 2-8-18 北沢タウンホール 8F)
- (3) 提出方法 持参又は郵送(送達確認できるものに限る)
- (4) 提出書類 ①参加表明書 【様式1】  
②法人実績 【様式2】  
③法人実績(令和元年度以降)が確認できる資料  
(受託契約書の写し等)  
④入札参加資格受付票(写し)  
⑤履歴事項全部証明書  
⑥納税証明書

#### 1 0 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。参加資格が確認できた者には招請通知を送付し、参加資格が確認できなかった者には確認できなかった旨を通知する。

通知日時 令和6年10月1日(火)

#### 1 1 提案書に関する質問の受付及び回答方法

- (1) 質問方法  
当プロポーザルに関して質問がある場合は、【様式3】を用いて電子メールにて行う。電話での質問には応じない。
- (2) 受付期間  
令和6年10月8日(火)～令和6年10月14日(月)
- (3) 質問先  
北沢総合支所地域振興課地域施設整備担当 あて  
電子メール SEA02205@mb.city.setagaya.tokyo.jp
- (4) 質問回答方法  
企画提案書の提出者すべてに対し、令和6年10月16日(水)に電子メールにて回答する。

#### 1 2 提案書の提出

- (1) 提出内容  
下記については、内容を満たすものであれば様式を問わない
- 1) 提案書・・・ 5部

①表紙【様式4】

②提案書（文字サイズは11ポイント以上とする）

<p>提案概要</p> <p>提案の要点、重要な考え方について、A4判1枚以内で具体的に記載すること。</p> <p>特定テーマに対する提案（様式自由）</p> <p>必要に応じて図などを含めA3判1枚以内で表現すること。</p> <p>下記内容を含めた提案とすること。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・地域住民や既存団体を取り込んだ活動や施設運営について</li><li>・地域コミュニティや施設の利用を活性化するアイデアについて</li></ul>
---

③スケジュール・・・ 5部

・様式は任意、A4判

④業務実施体制 【様式5】

⑤本業務に、メインに従事するファシリテーターの資格・業務実績等【様式6】

\*法人名または明らかに法人名が推察される記述はしないこと。記載されていた場合には失格とする場合がある。

2) 参考見積書・・・ 1部

見積金額は、消費税（10%）を含めた総価を記入すること。

また、見積金額の内訳として、

- ・経費等の内容の概要がわかるものとする。
- ・人件費においては、単価・人数がわかるように記載すること。

(2) 提出方法 窓口持参又は郵送（書留または配達記録郵便）

(3) 提出期限 令和6年10月21日（月）必着

（受付時間は、土、日、祝日を除く午前9時から午後5時まで）

(4) 提出場所（郵送先） 北沢総合支所地域振興課

〒155-8666 世田谷区北沢 2-8-18 北沢タウンホール 8F

### 1.3 評価項目と審査方法

下記の項目に従い、採点を行う。合計点の高い順位に選定順位を決定する。

提案書の審査は、別に定める要項により審査委員会を設置し、別に定める審査要領に基づき実施する。なお、参考見積もりは、提案内容との整合性及び妥当性を判断するためのものである。

審査の項目	審査の視点
A 実績	① 同種業務実績が十分か ② 地域精通度があるか

B	メインに従事するファシリテーターの資格・業務実績	① 同種業務実績が十分か ② 地域精通度があるか ③ 建設に関する知識があるか
C	提案内容	① 業務の目的・内容の理解度が高いか ② 業務の特性、目的を適切に把握した提案となっているか (着眼点、課題の明確化、解決方法等) ③ 実現性と説得力のある提案となっているか
D	資料作成能力	① 提案内容がわかりやすくなっているか ② 見せ方として構成が効果的か
E	業務実施体制	① 的確な業務分担になっているか ② 区の予算額に対し、動員計画・業務分担に妥当性があるか
F	スケジュール	① 業務目的の実現のため適切なスケジュールとなっているか ② 業務量の整合が取れているか

#### 1.4 審査結果の通知期日及び方法

- (1) 結果通知日 令和6年10月28日(月)
- (2) 通知方法 各事業者に普通郵便にて郵送する。

#### 1.5 その他の留意事項

- (1) 本件に関する説明会は実施しない。
- (2) 提案書の作成、提出に関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された提案書を無効のものとする。
- (4) 提出された提案書は返却しない。また、提出された提案書は当事業の業者選定以外の目的に使用しない。なお、提出された提案書を公開する場合には事前に提出者の同意を得ることとする。
- (5) 提案書提出後においては、原則として提案書に記載した内容の変更を認めない。
- (6) 区は提案書の内容に拘束されないものとする。選定後、契約内容の仕様については区と選定事業者双方の協議により定める。
- (7) 提案書の提出後に6の資格要件に該当しないこととなった者は、提案書審査及び契約交渉の対象としない。
- (8) 区は、選定した事業者について契約締結が不相当と認められる事由が生じた場合は、選定を取り消すことができる。

- (9) 当該案件に参加を表明した者及び企画提案書を提出した者の商号・名称、並びに提案書を特定した理由（審査経過等）は区が公表できることとする。
- (10) 手続きにおいて使用する言語及び通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (11) 契約保証金 免除
- (12) 契約書作成の要否 要
- (13) 関連情報を入手するための照会窓口 「16 担当」あて
- (14) 応募に当たり、知り得た情報については守秘義務を遵守すること。
- (15) この契約による業務を第三者に再委託してはならない。ただし、当該業務の一部についてやむを得ず第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ再委託する業者名、再委託の内容を通知し、協議を申し出ること。
- (16) 当該業務に直接関連する他の業務の委託契約を当該業務の委託契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 有（羽根木区民集会所運営支援業務委託）

#### 16 担当

〒155-8666 世田谷区北沢2-8-18

世田谷区北沢総合支所地域振興課 担当 渡邊・永山・大久保

電話：03-5478-8045 / FAX：03-5478-8004

【様式1】

令和 年 月 日

世田谷区北沢総合支所地域振興課長あて

商号又は名称

代表者名

印

## 参 加 表 明 書

「世田谷区立羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託」のプロポーザルに参加したいので、参加資格を満たすことを誓約し、関係資料を提出します。

### 1 提出書類

- (1)実績【様式2】
- (2)企業実績(令和元年度以降)が確認できる資料
- (3)参加条件が確認できる証明書等の写し

### 2 連絡担当者

法人名

担当者

電話番号

FAX

電子メール

## 【様式2】

法人実績(令和元年度以降)

住民参加を主体とした業務 (3件以内で記入すること)

業務名称	
委託先、場所	
契約期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
主な業務内容	

業務名称	
委託先、場所	
契約期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
主な業務内容	

業務名称	
委託先、場所	
契約期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
主な業務内容	

令和元年度以降の、世田谷区の街づくりに関する業務の受託実績(上記の項目で記載した実績以外で記載すること)

業務名称	
委託先、場所	
契約期間	令和 年 月 ~ 令和 年 月
主な業務内容	

【様式3】

プロポーザル質問書

(件名 世田谷区立羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託)

質問者	会社名	
	部 署	
	担当者	
	電 話	
	FAX	
	E-mail	
問事項		

【様式4】

企 画 提 案 書

業務名称 世田谷区立羽根木区民集会所活用検討ワークショップ運営等業務委託

上記業務について、企画提案書を提出します。

令和 年 月 日

世田谷区北沢総合支所地域振興課長 あて

(提出者)住 所

会社名

代表者

印

(連絡担当者) 部署名

氏 名

電 話

FAX

電子メール

## ■業務実施体制

## 1 業務実施体制

	予定ファシリテーター名	所属・役職	担当する業務
担当チーフ	A:		
担当者	B:		
	C:		
	D:		
	E:		

※ 氏名の記入は正本のみとすること。

※ 所属・役職について、提出者以外の企業等に属する者の場合は、法人名等を記載すること。

※ 主たる担当者をBに記載すること。

## 2 提出者以外の法人等に属する者を担当者とする理由(該当する場合のみ記入)

再委託先又は協力先	分担業務の内容及びその理由(技術的特長等)

## ■ 予定ファシリテーターの業務実績等

生年月日： 年 月 日	
担当する業務：	
保有資格等(資格の種類(部門等)、登録番号)：	
同種又は類似業務実績 (令和元年度以降)	業務名①： 役割： 発注元： 受託期間： 業務概要：
	業務名②： 役割： 発注元： 受託期間： 業務概要：
	業務名③： 役割： 発注元： 受託期間： 業務概要：
世田谷区との 関わり	
予定者が本業務 を担当する効果、 PR	